

A995848

発送番号 036151

日付

発送日 平成15年 2月12日 1 / 3

特許出願理由通知書

特許出願の番号 平成10年 特許願 第526105号
起案日 平成15年 1月31日
特許庁審査官 北村 弘樹 3038 4B00
特許出願人代理人 石田 敬(外 8名) 様
適用条文 第36条

<<< 最 後 >>>

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から3か月以内に意見書を提出して下さい。

理由

この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしていない。

記

(1) 請求項1の(d)において、「少なくとも70%相同意である」と記載されている。ここで、何%の相同意を有するかは、対象とする配列同士を比較する際に採用する方法(アルゴリズム)、及び比較の際の条件(パラメーター)により変化するものであるにもかかわらず、本願明細書中には、該アルゴリズム及び該パラメーターとして採用すべきものの明確な記載はない。また、本願出願時の技術常識を考慮しても、該アルゴリズム及び該パラメーターが一義的に定まるものでもない。

したがって、本願の請求項1の「70%相同意である」という記載は不明確なものであり、この記載により、本願請求項の特許を受けようとする発明の外延が不明確になっている。

請求項2~12についても同様である。

(上記のアルゴリズム及び用いたパラメーターについて、意見書中で明確に定義されたい。また、請求項1及び3において「少なくとも90%以上相同意である~」、あるいは「3以下のアミノ酸・・だけ異なるアミノ酸配列を有する・・」等のように記載された場合は、この限りでない。)

(2) 請求項1の(d)において、「~70%相同意であるポリペプチド」なる

記載があるが、ポリペプチドの「相同性」が、「同一性」を定義するものか「類似性」を定義するものか、明らかでない。

(ポリペプチドの「相同性」について、意見書等で明確に定義されたい。)

最後の拒絶理由通知とする理由

すでに通知した拒絶の理由は解消したが、出願の单一性の要件が満たされないために特許要件等の審査をしなかった請求項について発見した拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知である。

この拒絶理由通知書中で指摘した請求項以外の請求項に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

<補正等の示唆>

(1) 明細書を補正した場合は、補正により記載を変更した箇所に下線を引くこと（特許法施行規則様式第13備考6）。

(2) 補正の際には、補正で付加できる事項は、この出願の出願当初の明細書又は図面に記載した事項のほか、出願当初の明細書又は図面に記載した事項から当業者が直接的かつ一義的に導き出すことができる事項に限られ、且つ特許請求の範囲の限定的減縮、不明瞭な記載の釈明又は誤記の訂正を目的とする補正に限られることに注意し、意見書で、各補正事項について補正が適法なものである理由を、根拠となる出願当初の明細書の記載箇所を明確に示したうえで主張されたい。意見書の記載は、特許異議申立における訂正請求書の記載形式を参考にされたい。

なお、上記の補正等の示唆は法律的效果を生じさせるものではなく、拒絶理由を解消するための一案である。明細書及び図面をどのように補正するかは出願人が決定すべきものである。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さい。

連絡先 特許庁特許審査第三部生命工学 左海 匡子

電話 03-3581-1101 内線3488

FAX 03-3501-0491

発送番号 036151

3 / 3

意見書

平成14年11月21日

特許庁審査官 上條 肇 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第526105号

2. 特許出願人

名称 ノボザイムス アクティーゼルスカブ

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬



4. 拒絶理由通知の日付

平成14年6月4日(発送日)

(但し、期間延長請求済)

5. 理由

(1) 拒絶理由通知によれば、本出願は、特許法第37条に規定する要件を満たしていない、

(2) 請求項1～2、6、9～10、13～14及び18に係る発明は、引用文献1に記載された発明から当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない、

(3) 請求項3～5に係る発明は、引用文献1及び2に記載された発明から当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない、

(4) 請求項7に係る発明は、引用文献1及び3に記載された発明から当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない、

(5) 請求項8に係る発明は、引用文献1、3及び4に記載された発明から当

業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

(6) 請求項11～12に係る発明は、引用文献1に記載された発明から当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

(7) 請求項15及び17～18に係る発明は、引用文献1及び4に記載された発明から当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

(8) 請求項16に係る発明は、引用文献1及び5に記載された発明から当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

(9) 請求項58、60～65及び67～69に係る発明は、引用文献4及び5に記載された発明から当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

(10) 請求項1～6、9～12、15及び17～18に係る発明は、本出願前の出願であって、引用文献6により出願公開された発明と同一であるから、特許法第29条の2の規定により特許を受けることができない、及び

(11) 請求項9、12、13、58、62、64、4、5、15、18、61、16及び17の記載は、特許法第36条第6項第2号または第4号に規定する要件を満たしていないというものである。

これに対し、出願人は、この意見書と同時に手続補正書を提出して、請求の範囲を補正すると共に、次のように意見を申し述べますので、再度ご検討の程お願い申し上げます。

上記手続補正においては、請求項1～19、22～35、38～50、57、58、60～64、66及び68を削除し、残余の請求項も補正しました。

この請求項の削除により、上記拒絶理由(2)～(8)及び(10)～(11)は、解消したものと思料します。そこで、残りの理由(1)及び理由(9)について意見を申し述べます。

なお、明細書第9頁第13行及び請求項3の(d)における配列番号：1中の

位置113-929を113-931に補正しましたが、これは配列番号：2の位置31-303のアミノ酸配列に対応するポリヌクレオチドであり、配列表から明らかのように、113-931と記載すべきものを誤って113-929と記載していたので、正しい位置に補正しました。したがって、新規事項に該当するものではありません。

理由（1）について

補正後の請求項1～2、3～4、5、6～8、9、10、11及び12の発明は、特許法第37条に規定する要件を満たしているものと考えます。

理由（9）について

引用文献4にはアスペルギルス属糸状菌由来のホスホリパーゼを小麦粉製品の物性の改良に用いることが記載されているが、本願の請求項12（補正後）の発明は、請求項1または2（補正後）に記載の特定のホスホリパーゼAの活性を示すポリペプチドを用いる練り粉を焼いて焼かれた製品を製造する方法に関するものである。しかしながら、引用文献4には前記請求項1または2に記載の特定のホスホリパーゼAの活性を示すポリペプチドについては何等記載がないので、請求項12に記載の発明は引用文献4に記載された発明から当業者が容易に発明することができたものということはできないと思料します。

引用文献5には、フザリウム・ソラニが、pH4.0～5.0で作用するホスファチダーゼ（ホスホリパーゼA2）を生産すること及び該ホスファチダーゼが大豆レシチンを分解することが記載されているが、本願の請求項11（補正後）の発明は、請求項1または2（補正後）に記載の特定のホスホリパーゼAの活性を示すポリペプチドを用いて、食用油中のリン脂質を分解して、リン脂質の含量を減少する方法に関するものである。しかしながら、引用文献4には請求項1または2に記載の特定のホスホリパーゼAの活性を示すポリペプチドについては何等記載がないので、請求項11に記載の発明は引用文献5に記載された発明から当業者が容易に発明することができたものということはできないと考えます。

6. 結論

以上のとおりであるから、この拒絶理由を撤回し、この出願はこれを特許すべきものとする、との査定を求めるものです。

手 続 補 正 書

平成14年11月21日

特許庁審査官 上 條 肇 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第526105号

2. 補正をする者

名称 ノボザイムス アクティーゼルスカブ

3. 代理 人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石 田 敬



4. 補正対象書類名

明細書及び請求の範囲

5. 補正対象項目名

明細書及び請求の範囲

6. 補正の内容

(1) 明細書第9頁第13行の「929」を『931』に補正します。

(2) 請求の範囲を別紙のとおり補正します。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通

請求の範囲

1. ホスホリパーゼAの活性を示すポリペプチドであって、

(a) 大腸菌 (*Escherichia coli*) DSM11299の中に存在するプラスミド pYES2.0 の中にクローン化されたDNA配列のホスホリパーゼAをコードする部分によりコードされるポリペプチド、

(b) 配列番号：2中の位置 31-346 に示すアミノ酸配列を有するポリペプチド、

(c) 配列番号：2中の位置 31-303 に示すアミノ酸配列を有するポリペプチドおよび

(d) (a)、(b) または (c)において定義された前記ポリペプチドと少なくとも 70% 相同性であるポリペプチド
から成る群より選択されるポリペプチド。

2. ホスホリパーゼA1である、請求項1に記載のポリペプチド。

3. 次の

(a) 大腸菌 (*Escherichia coli*) DSM11299の中に存在するプラスミド pYES2.0 の中にクローン化されたホスホリパーゼAをコードする配列、

(b) 配列番号：1中の 23-1063 のスクレオチド、

(c) 配列番号：1中の 113-1063 のスクレオチド、

(d) 配列番号：1中の位置 113-931 のスクレオチド、

(e) 配列番号：2の 31-346 のアミノ酸をコードするポリスクレオチド、

(f) 配列番号：2の位置 31-303 のアミノ酸をコードするポリスクレオチド、

(g) 上記ポリスクレオチドのいずれかに少なくとも 70% 相同性であり、
ホスホリパーゼA活性を示すポリペプチドをコードするポリスクレオチド、
から成る群から選択されるポリスクレオチド。

4. ホスホリパーゼA1をコードする、請求項3のポリスクレオチド。

5. 請求項3または4のポリスクレオチドを含んでなるベクター。

6. 請求項5のベクターを含んでなる宿主細胞。
7. 真核細胞である、請求項6の宿主細胞。
8. アスペルギルス (A s p e r g i l l u s) またはフザリウム (F u s a r i u m) 属の細胞である、請求項7に記載の宿主細胞。
9. a) ホスホリパーゼAの発現に適當な条件下に請求項6～8のいずれか一項に記載の宿主細胞を培養し、
b) 前記ホスホリパーゼAを回収することを含む、ホスホリパーゼAを生産する方法。
10. リン脂質またはリゾリン脂質を請求項1または2のポリペプチドで処理して脂肪族アシル基を加水分解することを含む方法における、前記ポリペプチドの使用。
11. 食用油を請求項1または2のポリペプチドで処理してリン脂質の主要部分を加水分解し、そして加水分解されたリン脂質を含有する水性相を前記油から分離することを含む、50～250 ppmのリン含量を有する食用油中のリン脂質の含量を減少する方法における、前記ポリペプチドの使用。
12. 請求項1または2のポリペプチドを練り粉に添加し、前記練り粉を焼いて焼かれた製品を製造する方法における、前記ポリペプチドの使用。